

リ日傭人夫名義ヲ以テ多數ノ熟練工ヲ雇備シツ、アル事實ヲ知ル
コハ健康保險法竝ニ工場法ノ適用ヲ免レントスル好妙ナル脱法行
爲ナリ、カ、ル無法ナル搾取奴隸生活ノ強要ハ幾多ノ社會施設の
法律ヲ空文化セシメ他方國民思想激化ヲ誘導スルモノニ外ナラズ
貴工場ニシテ多少共日本國民ノ一員トシテノ法律ヲ遵守スルノ意
アラバカ、ル脱法行爲ニヨル搾取ト不正不純ナル生活強要ヲ即時
中止シ正常ナル雇備状態ノ下ニ日本國民トシテノ責ヲ果サレンコ
トヲ要求ス

十月一日

日本労働總同盟大阪金屬労働組合

第十三回大會

監督官廳ニ對スル決議文

我等ハ近時大工場ガ熟練労働者ヲ採用スルニ當リ人夫供給業者ヨ
リ日傭人夫名義ニヨツテ雇備セラレツ、アル事實ヲ見ル之明ヲカ

ニ健康保險法及工場法ノ適用ヲ免レントスル巧妙ナル脱法行爲ニ
シテカ、ル不法ナル雇備状態ヲ此儘默視セラル、ニ於テハ百ノ社
會施設ハ有名無實トナリ引テハ國民思想ノ激化ヲ促スルモノナリ
ト思惟ス依テ之ガ即時徹廢中止方ノ警告ト共ニ健康保險法及工場
法違反ノ處罰ヲセラレンコトヲ要求スルモノナリ

十月一日

日本労働總同盟大阪金屬労働組合

第十三回大會

第九號議案

屋外労働者ニ解雇、退職手当獲得闘争ニ關スル件(可決)

河東 惣 太 郎

實行方法

工場主ヲ機會アル毎ニ日常闘争ヲ以テ之ガ實施ヲ要求スルコト

一、會計審査委員會報告(承認)

島 淵 清 一